

第69回 飯塚市地域公共交通協議会

第55回 飯塚市地域公共交通会議

日時：令和7年11月5日（水）14：00～

場所：飯塚市役所本庁 1階多目的ホール

議事次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
  - (1) 議案第1号 令和8年度の飯塚市コミュニティ交通運行計画について
  - (2) 議案第2号 筑穂地区桑曲線スクールバス運行の見直しについて
4. 報告事項
  - (1) 飯塚市コミュニティ交通の運行実績について
5. その他
6. 閉会

## 1. 開会

事務局： 本日の出欠の状況を報告いたします。本日ご出席の委員数は22名となっております。過半数の出席となりますので、会議が成立したことをご報告いたします。

なお、九州運輸局福岡運輸支局の永松委員につきましては、同支局から武末様に代理でご出席いただいております。

それではただ今から、第69回飯塚市地域公共交通協議会並びに第55回飯塚市地域公共交通会議を開会いたします。

## 2. 会長あいさつ

事務局： まず、本協議会の会長でございます小川市民協働部長から皆様にご挨拶申し上げます。

小川会長： 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。

本日の議題、議案第1号令和8年度飯塚市コミュニティ交通運行計画については、部分改善という形でご提案を差し上げます。皆さんご存知の通り、このコミュニティ交通運行計画につきましては、令和7年度から9年度までの3年スパンで大きな見直しを行っていますが、令和8年度は部分的な改善、見直しを行いたいと考えているところでございます。

また、議案第2号につきましては、筑穂地区桑曲線のスクールバス運行の見直しという形で提案をさせていただきます。最後に報告事項としまして、飯塚市コミュニティ交通の運行実績につきまして報告をさせていただきます。

委員の皆様につきましては、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

## 3. 議事

### (1)議案第1号 令和8年度の飯塚市コミュニティ交通運行計画について

事務局： これより議事に入ります。進行は小川会長にお願いいたします。

小川会長： それでは、議案第1号「令和8年度の飯塚市コミュニティ交通運行計画について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 令和8年度のコミュニティ交通の運行計画についてご説明いたします。

現在のコミュニティ交通体系は、令和7年度から9年度までの3年間が対象期間となり、令和8年度に向けた運行につきましては、停留所の追加や、運行ダイヤ変更等といった大幅な影響を伴わない範囲において現状のルートの一部変更とし、全体的な調整が必要な変更等につきましては、次期見直しにおいて検討を予定しています。今回の変更箇所につきましては、各地区まちづくり協議会等の地域の方、利用者、運行事業者の方などのご意見等を参考に作成しております。

本日は運行計画の変更内容の素案をご審議いただきます。運行実施時期は令和8年4月1日となります。運行ダイヤの最終案につきましては、次回12月の協議会においてお諮りする予定としております。

それでは、資料1をお願いします。

資料1では、1ページに「令和8年度コミュニティ交通運行変更項目一覧表」を記載しています。2ページから6ページが変更内容を図面に記したもので、7ページから10ページは今回の見直しに伴う路線について、道路運送法上の手続きに基づき詳細を記した資料です。では、こちらの1ページ目に沿ってご説明いたします。

まず一覧表の見方ですが、大きく分けて「1. コミュニティバス」、「2. 路線ワゴン」、「3. エリアワゴン」の3つの交通機関について記載しています。「予約乗合タクシー」については今回変更がございませんので、記載しておりません。

それぞれの表の左端の欄には、「路線」や「地区」の名称を記載しております。次の欄に、資料の「ページ番号」を記載しています。該当するページには、各変更の内容の図面がございます。次に「対象番号」を記載しています。地区毎で、変更内容の番号を振っております。こちらの番号は、2ページ以降の図面にある番号と同じものとなります。

次に、それぞれの変更事項の種別を「停留所名変更」や「運行ルート変更」などと記載しています。最後に、それぞれの「変更内容案」を記載しています。

それでは、本日は、オレンジ色の項目についてご説明いたします。こちらは利用者に直接影響があります変更内容となります。色を付けていない項目は、すべて運行管理上のルート変更となり利用者への影響はありませんので、説明を省略させていただきます。では、まず「1. コミュニティバス」から、「3. エリアワゴン」の筑穂（内野線）までを説明してご質問をお受けします。

「1. コミュニティバス」についてです。路線は、筑穂・高田線です。ここでは、対象番号1として、停留所の「筑穂元吉」を「野見山酒店」に名称を変更します。運行ルート上の図は資料2ページの左側になります。これは、エリアワゴンの停留所と名称が重複しているため整理をするものです。その他の対象番号2～4につきましては、先ほど申し上げましたように、運行管理上の変更内容となりますので、説明は省略いたしますが、図の見方を説明いたしますと、青の実線が現在運行しているルートで、赤の実線または点線が令和8年度からのルートとなります。青の丸が現在のバス停の位置と名称で、赤の丸が新設や移設を行うバス停や停留所となります。

次に、資料1ページの「2. 路線ワゴン」について説明します。

こちらは鎮西地区の路線ワゴンですが、第4便、第5便、第6便の「蓮台寺」から「二瀬病院」の間に、二瀬地区の「伊川」に停留所を新設する予定です。運行ルートは、資料2ページ目の右側にございます。赤い丸が新設する停留所となります。運行ルートは現在の青のルートから、赤のルートへ変更となります。

資料1ページをお願いします。次に、「3. エリアワゴン」について説明します。

鯰田地区の対象番号1としまして、「鯰田交流センター（往路）」の停留所を移設します。こちらは、対象番号2に記載しております第1便から第3便までの「柳町団地」と「蛭子町公民館」から交流センター方面へのルートの安全運行を確保するために見直したことから移設するものです。資料3ページの左側をご覧ください。オレンジの色のついた【1】がその箇所となります。現在の停留所は、水色の斜めの線の丸の場所で鯰

田小学校の前にありますが、こちらが柳町団地と蛭子町公民館からの赤のルートを運行することになりますので、交差点を左折後の、赤色の場所の鯰田交流センター側へ移設します。なお、こちらの停留所は、穎田地区のエリアワゴンでも使用いたしますので、同様に移設となります。

次に資料の1ページの左下の筑穂地区（内野線）についてです。

こちらは、第1便から第7便の全便におきまして、「平塚1」「出雲東団地」「川食筑穂店」「平塚消防詰所」「平塚3」「桂川駅」の運行ルートを見直すものです。資料3ページの右側をご覧ください。地図の真ん中下ほどにあります「平塚1」と上の方にある「桂川駅」の間のルートを、安全運行を確保するために、青のルートから赤のルートに見直します。この中で、利用者に影響がありますのは、平塚3から平塚消防詰所への現在の青のルートの道路が狭いため、平塚3の後に「豆田口」の交差点から国道200号線を通るルートに変更します。これにより、平塚消防詰所と川食筑穂店の運行順を見直す予定にしています。詳しいダイヤは、次回12月の協議会においてお示しします。

ここで、資料1ページの半分になります筑穂（内野線）までの説明を終わります。

**小川会長：** 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

**沖野委員：** 3. エリアワゴンの鯰田穎田地区の3ページですが、停留所の移設ということで、資料では鯰田交流センターの向かい側へ移設とあります。これは交流センターの敷地内で乗り降りはできないのでしょうか。お年を召された方がかなり利用されると思いますので、交通量が少ない道路とはいえ、やはり時間帯によっては交通量が多い時間もあります。市の施設でもある交流センターの駐車場で乗り降りができるれば、より安全が確保されると思うので、検討をよろしくお願ひいたします。

**事務局：** 乗降場所についてはそれも含めて検討させていただきます。

**小川会長：** 他にご意見やご質問はございませんでしょうか。

それでは続いてエリアワゴンの鎮西地区以降につきまして、事務局から説明をお願いします。

**事務局：** では、資料1ページの右上、鎮西地区からご説明します。

対象番号1としまして、「日物田」の停留所を移設いたします。それに伴い第1便と第3便の運行ルートを見直します。また、対象番号2は、第1便のみになりますが、「建花寺本村公民館」「建花寺」「蓮台寺公民館」「蓮台寺」の停留所を経由しない運行に見直します。これは、鎮西地区と二瀬地区は車両一台で交互に運行しており、運行所要時間を増やす必要があることから、利用者が少ない第1便のみこの区間を経由しないこととするものです。資料4ページの左側をお願いします。現在の「日物田」停留所は、水色の斜め線の丸の場所にありますが、居住地に近い赤色の場所へ移設します。運行ルートは赤のルートに変わります。また、対象番号2は、八木山方面から来た際に赤のルートで「西鉄蓮台寺」から「旧鎮西公民館」へのルートの変更を予定しています。

次に、資料1ページの二瀬地区について説明します。

対象番号 1 は、第 1 便と第 2 便の相田方面の区間におきまして、「市営相田団地 34 棟」と「ハローデイ九工大前店」の間に、「デイリーヤマザキ飯塚伊岐須店（仮）」を利用促進のため新設する予定にしています。資料 4 ページの右側をお願いします。こちらの赤い丸が新設する停留所の位置の予定です。

次に、資料 1 ページの飯塚東地区について説明します。

対象番号 1 は、第 3 便、第 4 便、第 7 便における「下三緒団地 1 組」と「下三緒団地 6 組」の間をダイヤの遅れを防止するため効率的に運行できるよう運行順を見直します。場所は、資料 5 ページの左側をご覧ください。運行順とダイヤにつきましては、12 月の協議会でお示しします。また、地図には記載はありませんが、対象番号 6 として、柏の森ヒルズ系統の運行ダイヤの変更を予定しています。こちらは、庄内地区の赤坂橋系統と交互に運行しておりますので、赤坂橋系統の西鉄バスダイヤとの調整により変更予定です。詳しくは 12 月の協議会でお示しします。

次に、資料 1 ページの庄内地区について説明します。対象番号 1 としまして、第 1 便～第 6 便の全便において、ダイヤの遅れを防止するため、「トライアル飯塚庄内店」「グッディ庄内店」「川食庄内店」「ハーモニー」の運行順とルートを見直します。資料 5 ページの右側をお願いします。現在運行しております青のルートは赤のルートに見直しを予定しています（赤の点線は第 2 便第 5 便の栄町方面）。これに伴うダイヤの変更につきましては、対象番号 2 の赤坂橋系統の運行ダイヤの変更と共に、12 月の協議会でお示しいたします。

次に、資料 1 ページの穂波地区・菰田地区について説明します。対象番号 1 としまして、第 2 便の「忠隈住民センター」と「飯塚駅前」の間に「カホテラス」を経由しておりますが、遅延防止のため利用者が少ないこちらは経由しない便とする予定です。また、第 3 便の「カホテラス」から「飯塚駅前」までのルートをこちらも遅延防止のために見直します。資料 6 ページの左側をお願いします。【1】で、枠で囲んでいる部分になります。現在の青のルートの「飯塚庄内田川バイパス」の交通量が多いため、第 2 便のカホテラスを経由しないルートは赤の実線に変更し、第 3 便のルートは赤の点線のルートへの変更を予定しています。また、地図に記載はありませんが、対象番号 3 として、第 5 便の運行ダイヤの変更を予定しています。こちらは、現在、「市立病院」を 13 時 01 分発で運行しているが、これを 1 時間程度早い時間に調整する予定としています。

以上で、各変更項目の説明を終わりますが、本会における協議結果により、道路運送法上の手続きの弾力化・簡素化の特例措置が設けられておりのことから、資料 7 ページ以降について補足で説明をします。

こちらは、今回の変更を行う路線の詳細となります。どの便においても車両が走らないこととなります「廃止しようとする路線」は青の点線、新しく走ることとなる路線をここでは「延長しようとする路線」と記載しておりますが、これを赤の線で表しております。その路線の詳細としてキロ程、道路幅員、道路種別、道路管理者をそれぞれ記載しております。

以上で説明を終わります。

小川会長： 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

**河津委員：** 前提を確認したいのですが、今提案されたものは、バス停の移設や路線の新設などがありますが、道路管理者や所轄の警察との調整がついたということで提案されているものでしょうか。それとも今回こういう見直しをしたいということでの提案で、12月までに一度確認して再度提案するというものなのでしょうか。どういう対応をしていくかがわからなかつたので、まずその前提を教えていただきたい。

**事務局：** 次回12月の協議会がございますので、本日承認をいただきまして、そこから各道路管理者と警察に許認可の申請、確認を行いたいと思います。そこが確実となった上で運行ダイヤも併せて12月にお示ししたいと考えております。場合によっては移設も今の予定している場所から変更になることもありますので、併せて12月の協議会以降も、細かい調整によって変更がある場合はご一任くださいという形で次回12月の協議会でお諮りしたいと考えております。

**新井委員：** 穂波地区のエリアワゴンの中で、資料の地図には載っていませんが、椿ポンプ場という停留所があります。今年度からポンプ場の前の停留所が無くなり、セブンイレブン側で上りも下りも乗せるようになりました。これだと道路上を走って敷地内に入る状況になります。交通量も多いので、できれば前年度のようにポンプ場側とセブンイレブン側で上り下り別々に停留所を配置していただきたい。そうすることで、遅延も少なくなるのではないかと思います。

**事務局：** 先週、その事案が起きたこともありまして、運行事業者の新井委員ともお話をさせていただいていたところです。そちらの停留所につきましても、現在一つしか停留所がございませんので、混乱の無いよう停留所を追加することも検討させていただきたいと思います。

**小川会長：** 他にありませんでしょうか。それでは採決いたします。「議案第1号」につきましては、事務局が説明しました運行計画案を承認するということでおろしいでしょうか。

**全委員：** (異議なし)

**小川会長：** それでは、「議案第1号」につきましては、本日のところは、計画案について承認することといたします。

なお、次回の協議会におきまして、具体的なダイヤ等をお示ししまして、運行計画を決定するように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## (2)議案第2号 筑穂地区桑曲線スクールバス運行の見直しについて

**小川会長：** 次に、議案第2号「筑穂地区桑曲線スクールバス運行の見直しについて」を議題いたします。担当部署の教育総務課より説明をお願いします。

**教育総務課：** 議案第2号「筑穂地区桑曲線スクールバス運行の見直し」について、ご説明させてい

ただきます。

筑穂地区桑曲線スクールバス運行につきましては、弥山・桑曲地区の小学生を内野小学校へ、また、下揚・三町・上揚・弥山・桑曲地区の中学生を筑穂中学校へ、その通学手段を確保するため、昭和 51 年よりスクールバス運行を開始し、また、平成 28 年 8 月からは、併せて、登校便のみであります、一般市民も利用できる混乗路線として運行を行っております。今回、運行の見直しにつきましては、内野小学校及び筑穂中学校と協議調整の上、学校運営、また、利用対象児童の実情に併せて見直しを行おうとするものであり、次の契約更新にあわせ、令和 8 年度からのスクールバス運行の見直しを計画させていただいております。また、地元自治会等につきましても、今回の変更案につきましては、事前にご説明させていただいております。

それでは、提出資料に基づきご説明させていただきます。

資料 2 をお願いします。まず、(1) 運行形態につきましては、変更ございません。次に (2) 運行路線及び (3) 運行時刻 (ダイヤ) につきまして、今回一部見直しを行うものでございます。

資料の別紙 1-1 をお願いします。こちらは、現在の運行路線でございます。なお、青字で表記しております箇所が、今回の変更箇所となります。

資料の別紙 1-2 をお願いします。こちらが、変更後の運行路線でございます。主な変更点、変更理由としましては、今後 3 年間の対象地区内での児童・生徒の見込み及びこれまでの地域住民の方々の利用実情を鑑みて、検討したものでございます。そこで、桑曲公民館から関屋までの路線及びたけのこ工場から大石公民館を経て君ヶ畠公民館への路線につきまして、見直しをおこない、廃止と考えております。

資料はございませんが、今後 3 年間の対象者は、小学生が、令和 8 年度 4 名、令和 9 年度 3 名、令和 10 年度 2 名、中学生が、令和 8 年度 12 名、令和 9 年度 11 名、令和 10 年度 7 名を見込んでおります。また、一般混乗として運行を開始してからの利用者は、平成 28 年度に 2 名、令和元年度に 5 名となっております。

資料の別紙 2 をお願いいたします。(3) 運行時刻 (ダイヤ) の変更につきまして、資料の左側が現行の運行時刻表でございますが、現在、平日の運行は、1 番の桑曲公民館を始発とし、関屋から内野、横山へ向かう便と、2 番のたけのこ工場を始発とし、大石公民館から君ヶ畠公民館を経由して内野小学校、横山へ向かう 2 便を運行しております。しかし、先にご説明させていただきましたように、路線の見直しを行うことから、資料の右側、変更後の運行時刻表のとおり、平日運行の時刻でご説明させていただきますと、君ヶ畠公民館 (7 時 49 分発) を始発とし、内野小学校 (8 時発) を経て、冷水峠方面に向けて内野 A 関屋 A の停留所を経由しまして、冷水峠へ入ってすぐにあります大鳥居を目印に U ターンいたしまして、関屋 B 内野 B の停留所を経由して横山へと向かうこととしております。

次に、資料は最初の資料 2 に戻りますが、(4) 運賃につきましては、変更ございません。現行どおり、児童・生徒は無料、一般乗客は 200 円 (障がい者割引き 100 円)、14 枚綴りの回数券は 1,000 円でございます。

次に、(5) 運行業者につきましては、令和8年3月末で現契約の契約期間が終了するため、次期の令和8年度～令和10年度の運行業者を、令和8年1月中に入札し、決定予定としております。本路線は、一般混乗路線であるため、運行業者は「道路運送法第4条一般旅客自動車運送事業」の許可を受ける必要がありますので、本交通会議で承諾されることによって、許可に要する期間も短縮することが可能とされております。

最後に、次期契約期間中に、対象地区内の児童・生徒に変動があり、路線の見直しが必要となりましたら、当会議にお諮りするなど対応を検討していきたいと考えております。今後とも、子どもたちの登下校等における安全の確保に最大限努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

小川会長： ただいま担当部署から説明がありました、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

武末委員代理： スクールバスについてご説明いただきましたが、内容というよりも今後のスケジュール管理について注意事項をお話させていただければと思います。

運行事業者に関しまして、今年度で契約期間が終了するというところで、仮に来年度違う事業者となった場合、許可の申請や我々に対する手続きが必要になってきます。申請に2ヶ月かかりまして、その場合1月の入札は結構スケジュールがタイトになるのかなと感じました。もしよろしければ、1月の入札で決まり次第、我々の方にご連絡いただければと思います。手続きの内容によっては九州運輸局の事案にもなりますので、事業者が決まりましたら一報いただけすると幸いでございます。これがまず一つ目です。

2つ目に、仮に事業者が変わった場合、運賃についても運賃協議会を開催する必要がありますので、事務局はスケジュールを押さえておいてください。以上でございます。

小川会長： 2点ご指摘がありました。他にご意見ご質問ありますでしょうか。

それでは採決いたします、議案第2号につきましては承認するということでおよろしいでしょうか

全委員： (異議なし)

小川会長： ありがとうございます。それでは議案第2号につきましては承認されました。

#### 4. 報告事項

##### (1) 飯塚市コミュニティ交通の運行実績について

小川会長： 次に報告事項に移ります。飯塚市コミュニティ交通の運行実績について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 令和7年度のコミュニティ交通の利用状況について、9月までの実績をご報告します。

資料3をお願いします。1ページから3ページまでが、運行実績を9月までまとめたものになります。

【1】にコミュニティ交通全体の利用者数を記載しております。右のグラフは各交通機関における1日平均利用者数を令和4年度から令和7年度9月末までで表したもので、現在のところ大きな減少はない状況です。

【2】以降は、交通機関毎に各地区等の実績を記載しております。

4ページをお願いします。こちらは、今回大規模な見直しを行いましたエリアワゴンについて、9月末現在までの1日平均利用者数を令和4年度から令和6年度までの推移と比較した資料です。

資料の左から地区名、令和7年度の主な変更点、系統名を記載しており、緑の網掛けをしている部分が1日平均利用者数の年度ごとの数字となります。

系統毎の数字を見ますと、減少している地区は、飯塚東地区の地区内全域の15.2人、2段目の庄内地区の赤坂橋系統が2.9人、右側一番上の二瀬地区の23.1人、幸袋地区の10.7人、穂田地区の16.6人、穂波地区の地区内全域の22.8人が挙げられます。

このうち、二瀬地区、幸袋地区、穂田地区につきましては、予約乗合タクシーの利用者は増加している傾向がございます。また、3年スパンの1年目ということでこれから伸びてくる可能性もございますし、本日の議案1でご説明しました部分的な見直しにより改善されることも考えられます。

なお、6月の協議会でご紹介いたしました「出前講座」ですが、今月までの実施予定も含めますと現在4か所で実施しております。今後も、多くの方に利用していただけるよう周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上で、9月までの実績報告といたします。

小川会長： 報告事項の説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

新井委員： 2点あります。1点目は予約乗合タクシーに関して、いつも電話しても予約が取れないと言われる方が結構いらっしゃいます。内容を見ると予約をする段階でもうまとめて予約を入れてそれをキャンセルする方が何人かいるようです。その人たちが予約を忘れていたりということも多いみたいなので、できればそういう人たちに対して指導したり、ペナルティとは言いませんが、予約が取れない状況を正すために何か対策ができないかなというのが1点です。

もう1点はエリアワゴンに関して、高齢者の利用者が非常に多いですが、ショッピングセンターなどで買い物をした後に、停留所に椅子がないところもあり、高齢者にとっては停留所で待つ時間が大変だと思います。ベンチとは言いませんが、何か腰をかけられるようなものが設置できる場所があればぜひ検討していただきたいと思います。

事務局： まず1点目の予約乗合タクシーの予約キャンセルに関して、予約を入れてキャンセルの連絡をしないまま乗らないというような方につきましては、こちらでも把握ができますので、ペナルティといいますか、個別にお話させていただいて、そういうことがないようにという対応をさせていただければと考えております。

2点目のベンチにつきましては、度々そういうご要望はありましたが、利用者が特に多い停留所や、交通結節点、そういったところからまずは取りかかれないかというところで、今後の検討課題としたいと思っております。

小川会長： 他にご意見ご質問等ありますでしょうか。それでは本件は報告事項でございますのでご了承願います。

## 5. その他

小川会長： 最後に、「その他」でございますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

事務局： 事務局より事務連絡をさせていただきます。次回の協議会の日程になりますが、来月12月24日水曜日午後2時から、会場は本日と同じく市役所本庁1階多目的ホールで開催予定としております。

後日改めて開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

## 6. 閉会

小川会長： それでは協議会規約第11条第3項に基づきまして、本日の議事録署名人を指名いたします。今回は梶原委員、芳野委員にお願いいたします。議事録作成後、事務局が伺いますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。